

奈良県告示第五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成三十年五月十一日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
平山 暁秀	近畿大学医学部奈良病院	生駒市乙田町二四八番一	泌尿器科（じん臓機能障害）	平成三十年四月二十三日
丸山 直樹	宇陀市立病院	宇陀市榛原萩原八一五番地	内科（じん臓機能障害）	平成三十年四月二十三日
吉仲 弘充	医療法人健和会ひまわりクリニック	天理市中之庄町四八三	じん臓内科・透析内科（じん臓機能障害）	平成三十年四月二十三日
壬生 寿一	医療法人桜翔会壬生医院	大和郡山市小泉町二三五六一	泌尿器科（じん臓機能障害）	平成三十年四月二十三日
福本 晃久	社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院	桜井市大字阿部三二三番地	外科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成三十年四月二十四日